

申請に必要な書類一覧

- ① 通常の申請の場合＝助成対象者は、本人(成年被後見人等)となります。
- ② 本人死亡後の申請の場合＝助成対象者は、成年後見人等となります。

住所要件		実際に荒尾市に居住している						
		荒尾市に住民票がある			荒尾市に住民票がない			
経済的要件		ア 生活保護法による保護を受けている者	イ 活用できる資産、貯蓄等がなく、報酬の全額又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者	ウ その他市長が必要と認める者	ア 生活保護法による保護を受けている者	イ 活用できる資産、貯蓄等がなく、報酬の全額又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者	ウ その他市長が必要と認める者	
番号	書類の種類	留意点等						
①	荒尾市成年後見制度利用支援事業助成金申請書(第2号様式)	・本人死亡後の申請の場合には、申請書裏面の「4 個人情報の確認に関する本人の同意」欄の記載は不要です。 ・荒尾市に住民票がない場合も申請書裏面の「4 個人情報の確認に関する本人の同意」欄の記載は不要です。	○	○	○	○	○	○
②	財産目録の写し	・報酬付与審判の申立時に裁判所に提出したものを提出してください。	○	○	○	○	○	○
③	成年後見・保佐・補助に関する登記事項証明書の写し	・本人死亡後の申請の場合には、閉鎖事項証明書の写しを提出してください。	○	○	○	○	○	○
④	報酬付与審判書の写し		○	○	○	○	○	○
⑤	振込先の口座情報(預貯金通帳の写し等)	・金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人の氏名が記載されたものを提出してください。 ・振込口座は、本人の口座を指定してください。なお、本人死亡後の申請の場合には、成年後見人等の口座を指定してください。	○	○	○	○	○	○
⑥	住民票の写し		/	/	/	○	○	○
⑦	生活保護受給証明書の写し		△(※1)	/	/	△(※1)	/	/
⑧	市民税非課税世帯であることが分かる書類(市民税非課税証明書等)	・非課税証明書は、申請日時点で発行できる最新年度のものを提出してください。	/	△(※2)	△(※2)	/	○	○
⑨	本人の属する世帯の資産が確認できる書類(預金通帳の写し、預金証書の写し、有価証券の写し等)	・本人の属する世帯の資産(現金、預貯金、有価証券等即時換金可能なもの)の合計額が150万円以内であることを確認できるものを提出してください。	/	△(※3)	△(※3)	/	○	○

※1 本人(世帯)が荒尾市から生活保護を受給しており、申請書裏面の「4 個人情報の確認に関する本人の同意」欄に記載されている場合には提出不要。

※2 本人が単身世帯かつ申請書裏面の「4 個人情報の確認に関する本人の同意」欄に記載されている場合には提出不要。

※3 本人が単身世帯の場合には提出不要。